

日本国総務省及びブラジル連邦共和国科学技術革新通信省との間の 地上デジタルテレビ放送及び情報通信技術分野に関する協力覚書

日本国総務省及びブラジル連邦共和国科学技術革新通信省（以下、「双方」という。）は、2006年に両国政府間で締結された地上デジタルテレビ放送（地デジ）分野における覚書に基づく協力を基礎として、今後は地デジ分野に加え、情報通信技術（ICT）分野にも協力を拡大することを希望し、

2016年に両省間における地デジ分野における協力が開始されて10周年を迎えたことに留意し、

次の分野において協力を強化し、発展を加速化する意図を共有した。

1. 地デジ分野の協力

双方は、今日に至るまでの地デジに関する協力を尊重し、政府機関、産業機関、学術機関及び専門機関の間での継続的な情報交換や4K/8K、放送通信連携システム（IBB）及びそれに追加となる高度化を含む次世代放送技術の発展に向けた共同努力を通じて協力を継続及び発展させる。

2. ICT分野全般への協力拡大

双方は、共通の関心事項であるデジタルエコノミーの様々な分野における協力である、国際機関によるイニシアティブを含むICT分野における両国間の潜在的な協力関係に留意する。

双方は、共通の関心を有するICT政策、制度及びグッドプラクティスに関する情報交換について、協力関係を発展させる。当該事項には次を含むが、これに限られるものではない。

- ・ デジタルエコノミーのトレンド
- ・ ICTインフラ（光通信を含むデジタル網ほか）
- ・ ICTアプリケーション
- ・ 第5世代移動通信システム（5G）
- ・ IoT
- ・ サイバーセキュリティ

双方は、上記のICT分野での協力についての更なる検討を行うため、新たに局長級のICT共同作業部会を設置する意図を共有する。

3. 資金

このICT共同作業部会等を通じて、ICT及びアプリケーションの普及及び地デジの技術発展を促進することにより、社会的課題に対して効果的な解決策を提供することを最終的な目的として、双方はそれぞれの国内法令及び予算の範囲内で地デジ及びICT分野において共同プロジェクトの発展及び調整を支援することができる。

他の団体/民間部門が共同プロジェクトに関わる場合には、双方は、プロジェクトの達成に向け当該団体/民間部門の協力が得られるよう努める。

本協力覚書は、2018年8月28日、サンパウロにおいて署名され、日本語、英語及びポルトガル語で作成された。解釈に相違がある場合には、英文文書が優先される。

日本国総務省のために

ブラジル連邦共和国

科学技術革新通信省のために

野田 聖子



総務大臣

科学技術革新通信大臣

野田 聖子

ジルベルト・カサビ

立会人

立会人

総務審議官（国際担当）

国際局長

渡辺 克也

ルイス・フェリペ・シルヴェリオ・フ

ォルトウナ

渡辺 克也

